

障害者権利条約（仮称）

平成19年4月
外務省

1. 名称

Convention on the Rights of Persons with Disabilities
（仮称：障害者の権利に関する条約）

2. 概要

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障害者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定する他、法の下での平等、身体的自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。また、条約の実施状況を監視する国際モニタリングにおいて、本条約独自の委員会を設置することも規定している。

3. 経緯

2002年7月から8月にかけてニューヨーク国連本部で障害者権利条約アドホック委員会第1回会合が開催されて以降、8回に亘る会合により本条約案の検討が行われ、その結果、本条約は2006年12月、第61回国連総会本会議において採択されるに至った。その後、本条約は、2007年3月30日に署名のために開放された。